

## 佐賀県原子爆弾被爆者健康診断実施要領

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）（以下「法」という。）」第7条、第8条及び第9条に基づき佐賀県内に居住する原子爆弾被爆者を対象として実施する健康診断は、この要領に基づき、適正、円滑な実施を図り、被爆者の健康の保持と増進に努めるものとする。

さらに、第一種健康診断受診者証を所持する者は法附則第17条の規定に基づき、原子爆弾被爆者とみなしてこの要領を適用する。この場合において、この要領中被爆者健康手帳とあるのは、第一種健康診断受診者証と読み替えるものとする。第二種健康診断受診者証を所持する者は、年1回受診でき交通手当も同様に支給する。

### 第1 健康診断の種類

- 1 健康診断は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）（以下「規則」という。）」第9条第1項に規定する県知事が期日及び場所を指定して年2回行うもの（以下「定期健康診断」という。）及び被爆者の申請により年2回を限度として行うもの（以下「希望による健康診断」という。）の2種類とする。
- 2 前項の健康診断は、規則第9条第2項に規定する一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は、一般検査の結果更に精密な検査を必要とする者について行うものとする。ただし、第二種健康診断受診者証を所持する者は、精密検査は受けられないものとする。

### 第2 健康診断の内容

#### 1 定期健康診断（一般検査）

##### (1) 実施機関

ア 一般社団法人佐賀県医師会（以下「医師会」という。）の会員の属する医療機関のうち定期健康診断が実施可能な医療機関（以下「健診実施機関」という。）とする。

イ ア以外の医療機関のうち定期健康診断が実施可能な医療機関とする。

##### (2) 実施時期

第1回 毎年5月1日から6月30日まで

第2回 毎年10月1日から11月30日までに実施するものとする。

##### (3) 検査項目

規則第9条第3項に規定する以下の項目について実施すること。

ア 視診、問診（別紙問診票による）、聴診、打診及び触診による検査

イ CRP検査（CRP定量検査）

ウ 血球数計算

- エ 血色素検査
- オ 尿検査（ウロビリノーゲン、糖、蛋白、潜血）（定性検査）
- カ 血圧測定
- キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による肝臓機能検査（医師が必要と認める場合に限り行う。）
- ク ヘモグロビンA1c検査（医師が必要と認める場合であって、年1回は行うことが望ましい。）

#### (4) 実施手順

##### ア 検査の通知

県は、県内の被爆者に対し、実施時期、実施場所及びその他検査の必要事項を、おおむね一週間前に通知するものとする。

##### イ 検査手続

検査に際しては、被爆者健康手帳または受診者証を必ず提示させ、被爆者であることを確認した後実施すること。

##### ウ 検査終了後の措置

(ア) 検査結果を、健康診断個人票（一般検査用）（規則様式第四号（一））及び被爆者健康手帳ならびに受診者証の所定欄に記入するとともに、その結果に基づき適切な健康上の指導を行うこと。

(イ) 検査の結果、精密検査が必要であると判定した被爆者については、直ちに「原子爆弾健康診断要精密連絡票」（様式第1号）により受診者の住所を管轄する保健福祉事務所に連絡すること。

(ロ) 前項の連絡を受けた保健福祉事務所は、同一機関または検査可能な他の医療機関に連絡をするなどして円滑に実施できるよう取りはからうこと。

(エ) 2ヶ月分の検査の実施状況、結果等を取りまとめるうえ「原爆被爆者健康診断実施報告書兼委託料交付請求書（一般検査）」（様式第2号）により健康診断個人票と併せて、速やかに受診者の住所を管轄する保健福祉事務所に提出すること。

## 2 定期健康診断（精密検査）

### (1) 実施機関

定期健康診断（一般検査）と同じ

### (2) 実施時期

原則として、一般検査を実施した日から1ヶ月以内に実施するものとする。

### (3) 検査項目

規則第9条第5項に規定する以下の項目について、医師が必要と認める項目を適宜選択し、必要があれば、一般検査の項目についても検査を行うものとする。

#### ア 骨髓造血像検査等の血液の検査

- イ 肝臓機能検査等の内臓検査
- ウ 関節機能検査等の運動器の検査
- エ 眼底検査等の視器の検査
- オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- カ その他必要な検査

#### (4) 実施手順

##### ア 検査手続き

検査に際しては、被爆者健康手帳を提示させ、被爆者であることを確認し行うこと。

##### イ 検査事項

精密検査にあたっては、必要に応じ若干の日時をおいて精密検査の一部の項目を追加し、または繰り返して実施する。

##### ウ 検査終了後の措置

(7) 検査の結果を健康診断個人票（精密検査用）（規則様式第四号（三））及び被爆者健康手帳の所定欄に記入すること。

(イ) 2ヶ月分の検査結果を取りまとめのうえ「原子爆弾被爆者健康診断実施報告書兼委託料交付請求書（精密検査用）」（様式第3号）により健康診断個人票と併せて、速やかに受診者の住所を管轄する保健福祉事務所に提出すること。

(ウ) 検査の結果、被爆者健康手帳を所持する被爆者で医療を要するものと診断され、法第11条第1項の認定申請（当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定）を必要とする者については、その都度、必要な助言指導を行うものとする。

### 3 希望による健康診断

#### (1) 実施機関

定期健康診断（一般検査）と同じ

#### (2) 実施時期

被爆者の申請に基づき、一人につき年2回を限度として実施するものとする。ただし、規則第9条第4項に規定する検査は、前記の検診のうちの1回に替えて受診できるものとする。

#### (3) 検査項目

一般検査、精密検査とも定期健康診断の検査項目と同様に実施するが、まず、被爆者について一般検査の全項目を実施し、その結果、精密検査の必要があると認めた場合に該当する項目の精密検査を実施するものとする。

なお、規則第9条第4項に規定する検査については「佐賀県原子爆弾被爆者がん検診実施要領」により実施するものとする。

#### (4) 実施の手順

##### ア 受診の申請

希望による健康診断は、被爆者からの申請により事務処理要領様式「希望による健康診断」受診申請書（一般）」（様式12号）を提出させたのち行うものとし、この場合、この申請書によって希望による健康診断を依頼したものとする。

##### イ 検査手続き

検査に際しては、被爆者健康手帳を提示させ、被爆者であることを確認のうえ行うものとする。

##### ウ 検査事項

定期健康診断と同様に実施するものとする。

##### エ 検査終了後の措置

検査終了後の措置については、定期健康診断（一般検査、精密検査）と同様に行うものとする。

ただし、被爆者健康手帳の検査欄の該当部分の余白に「希」と朱書きして希望による健康診断であることを明らかにする。

### 第3 報告

保健福祉事務所長は、本事業の実施結果を事務処理要領様式「被爆者定期健康診断実施状況について（報告）」（様式32号）により事業終了後2ヶ月以内に健康福祉政策課長に報告するものとする。

### 第4 その他

- (1) 健康診断個人票及び問診票は検査実施機関において5年間保管するものとする。
- (2) 検査の際提示された被爆者健康手帳は、検査結果等、所要の事項を記入し、速やかに被爆者に返還するものとする。
- (3) 検査の受診者に対する交通手当の支給に関しては、「佐賀県原子爆弾被爆者交通手当支給要領」によることとする。

#### 附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。